学校教育

1　概要・・・

学　校　教　育

1　概要

(1) 学校教育の目的

学校教育は、児童生徒の知・徳・体の調和のとれた発達を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行うものです。また、公教育としての学校教育は、国民・市民全体の負託にこたえ、すべての児童生徒の心身の発達に即して、公平に行われるものです。

(2) 学習指導要領について

① 経緯

今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されています。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されています。

こうした状況を踏まえ、平成 26 年 11 月に文部科学大臣から、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について諮問を受けた中央教育審議会は、平成 28 年 12 月 21 日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」の答申を行いました。

この答申を踏まえ、平成 29 年３月 31 日に学校教育法施行規則を改正するとともに、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示しました。小学校学習指導要領は、平成 30 年４月１日から第３学年及び第４学年において外国語活動を実施する等の円滑に移行するための措置（移行措置）を実施し、令和２年４月１日から全面実施となりました。また、中学校学習指導要領は、平成 30 年４月１日から移行措置を実施し、令和３年４月１日から全面実施となりました。

② 基本方針

ア　基本的な考え方

(ｱ) 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

(ｲ) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成 20 年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。

(ｳ) 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

イ　育成を目指す資質・能力の明確化

中央教育審議会答申においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを発揮できるようにしていくことが必要とされました。また、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされました。

このため「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされています。

ウ　「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に

学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組みを活性化していくことが必要であり、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することが求められています。

エ　各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実することや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められています。これらの取組みの実現のためには、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められます。

③ 教育内容の主な改善事項

ア　言語能力の確実な育成

言語能力は、児童生徒の学習活動を支える重要な役割を果たしており、すべての教科における資質・能力の育成や学びの基盤となるものです。現行の学習指導要領では、国語科を中心に教育課程全体を通じて言語能力の育成を図ることが重視されており、言語活動の充実や語彙の段階的な獲得が求められています。児童生徒が自らの考えを形成し、論理的に表現する力を育てるためには、話す・書く・読むといった活動を通じて、情報の収集、整理、構成、共有といった学習過程を明確にする必要があります。また、言葉による見方や考え方を育てることにより、言語への自覚を高め、思考力や表現力の向上につながります。さらに、昔話や短歌、俳句などの伝統的な言語文化に親しむことで、言葉の響きや文化的背景への理解を深めることも重要です。読書活動の充実や学校図書館の活用を通じて、児童生徒の言語感覚や表現力を育てる取り組みも進められています。これらの指導は、国語科だけでなく他教科との連携を図りながら、教育課程全体で組織的・計画的に展開されることが求められており、言語能力の確実な育成に向けた体制づくりが今後ますます重要となっています。

イ　理数教育の充実

算数・数学では、学習した内容を次の学習に活かせることに気づき、それを活用したり、実生活の場面をイメージしたりしながら学習すること、理科では、観察や実験の充実により、さらに学習の質を向上させます。

ウ　伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する人材の育成を図るため、我が国や郷土の伝統や文化について理解を深め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実します。

エ　体験活動の充実

児童生徒が、生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実、自然の中での集団宿泊活動や職場体験などの充実を図ります。

オ　外国語教育の充実

小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」の導入、小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導を充実します。

カ　情報活用能力の育成（プログラミング教育を含む）

情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等といった情報活用能力を育成するために、コンピュータ等を活用した学習活動やプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動などを位置付けます。

キ　特別支援教育の充実

特別支援学校学習指導要領では、a 障害の重度・重複化、多様化への対応、b 自立と社会参加に向けた職業教育の充実、c 交流及び共同学習の推進等の充実を図ります。

④ 授業時数等の取扱い

学習指導要領における標準授業時数については、以下のとおりとなります。なお、小学校第３～６学年においては、旧学習指導要領から授業時数が増加となっています。

・小学校

第１学年	850 時間		
第２学年	910 時間		
第３学年	945 時間	→	980 時間
第４～６学年	980 時間	→	1,015 時間

・中学校

全学年	1,015 時間

2　教育指導

(1) 保幼小中連携の推進

幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校の教育内容・方法等を相互に理解し、校種間の関係を密にしながら、各校園等の教育活動を充実させていくために、「福岡市保・幼・小・中連絡協議会」を要に小中連携教育担当者会等を実施し、保幼小中連携の推進を図ります。

また、平成 21 年度に策定した「福岡市小中連携教育指針」をもとに、平成 31 年３月「保幼小中連携教育推進の手引き」を作成しました。地域における連携の在り方を示すとともに、校種間の連携の充実にむけ、義務教育９年間を見通し、小中それぞれのよさを生かし連続性のある指導を積み上げ、教育活動の充実や児童生徒の交流による、よりよい人間関係づくりなどを目指すための教育の方法として、小中連携教育を推進します。

(2) 個に応じたきめ細かな指導

① 少人数（35人以下）学級の実施

令和３年度に、新型コロナウイルス感染症対策として、児童・生徒の教室内での身体的距離を確保するため、小中学校全学年で35人以下学級を暫定実施したところ、学習面・生徒指導面の効果が確認されたことから、令和４年度からは本格的に実施し、個に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図っています。

② 少人数指導の実施

教育実践体制として、学級を複数の教員で指導するティーム・ティーチングや、学級を児童生徒の学力実態等に基づき分割して指導する習熟度別による分割指導など、児童生徒の発達段階の課題を踏まえた体制を整備することによって、各学校が自校の課題を踏まえて工夫して取り組めるようにしています。

③ 一部教科担任制の実施

児童の興味や関心に応える学習等により学力の向上等を図るため、小学校５、６年生を中心に、一部教科担任制を実施しています。

(3) 道徳教育の重要性

学校における道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動であり、社会の変化に対応しその形成者として生きていくことができる人間を育成するうえで重要な役割をもっています。

平成27年３月27日に学校教育法施行規則が改正され、「道徳」を「特別の教科　道徳」にするとともに、学習指導要領の一部改正が行われ、小学校においては、平成 30 年４月１日から、中学校においては、平成31年４月１日から全面実施されているところです。学習指導要領改訂の基本方針には、道徳教育を通じて、個人が直面する様々な状況の中で、そこにある事象を深く見つめ、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを判断し、そのことを実行する手立てを考え、実践できるようにしていくなどの改善が必要であると示されています。

【道徳教育の推進】

地域行事やボランティア体験などの体験活動を通して、思いやりの心や命を大切にする心を高めるため、平成 25～27 年度に行った道徳教育推進事業におけるモデル校での実施の成果を生かし、平成 28 年度から、全小中学校において道徳教育を推進しています。なお、小中学校において「特別の教科　道徳」を全面実施することに伴い、「道徳教育推進の手引き」を改訂し、引き続き、体験活動を充実させることや、地域・保護者に対して道徳の授業公開を行うなど、学校、家庭・地域が一体となった道徳教育の充実を図ります。

(4) 学力パワーアップ総合推進事業

学力の課題を克服するために、全小中学校において、「学力向上のための指導資料」を作成し、PDCA サイクルに基づいた計画的、組織的な学力向上の取組を推進しています。

① 学力向上のための指導資料の作成

全小中学校において、自校の学力課題を踏まえた学力向上のための指導資料を作成し、分析結果から明らかになった課題を克服することで学力向上を図ります。

② 学習用ソフト（AI ドリル）の導入

全小中学校において、授業や家庭学習で学習用ソフト（AI ドリル）を活用し、児童生徒一人ひとりの習熟度に応じた学習を行うことにより、確かな学力の定着を図ります。

③ ふれあい学び舎事業

すべての小学校で、元教員や地域の方、学生などを指導員として放課後補充学習を実施し、学習意欲の向上や学習習慣の定着を図ります。

(5) 学習指導員派遣事業

学習指導員を小中学校（小規模校などを除く）に配置し、授業時間中のティーム・ティーチング等によって児童生徒の学びの支援を行います。

(6) 学力調査の実施

学力調査については、福岡市独自の生活習慣・学習定着度調査と文部科学省の全国学力・学習状況調査を実施し、調査結果をもとに、各学校において、指導方法の工夫改善に活用しています。

① 生活習慣・学習定着度調査

ア 趣旨

発達段階に応じた連続性のある教育活動の推進のため、生活習慣や学習内容等の定着状況の調査を実施しています。福岡市独自の調査と全国調査（小６、中３）を行い、日々の授業改善とともに、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じたきめ細かな指導に役立てています。

この調査の結果を踏まえて、以下の取組みの推進を図っています。

○ 学習指導や生徒指導、進路指導の検証改善サイクルを確立するとともに、生活習慣や学習内容の一層の定着を図ります。

○ 児童生徒に生活習慣や学習内容の定着状況を把握させ、意欲を喚起します。

イ 調査対象学年・内容・方法

(ｱ) 対象学年

小中学校 全学年

(ｲ) 内容

○ 生活習慣調査

・基本的生活習慣、学校生活への適応、立志及び各教科についての関心･意欲･態度等

○ 学習定着度調査

・小学校・・・・・国語、算数

・中学校・・・・・国語、数学

(ｳ) 方法

１人１台端末を活用しての実施

ウ 調査実施日

生活習慣調査は年１回、学習定着度調査は年２回実施

② 全国学力・学習状況調査

ア 目的

本調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的としています。

イ 実施方法

○ 調査対象及び学年及び教科

・小学校 第６学年児童、特別支援学校小学部第６学年児童 ＜教科＞国語、算数 ＜質問調査＞

・中学校 第３学年生徒、特別支援学校中学部第３学年生徒 ＜教科＞国語、数学、英語 ＜質問調査＞

○ 調査の内容・範囲

・教科に関する調査

学習指導要領に定める指導目標や内容について、検査問題で測定可能な範囲についての調査

・児童・生徒質問調査

児童生徒の学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査

・学校質問調査（対象：学校長）

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査

○ 調査期日（令和８年度）

・令和８年４月 20 日（月）～５月 29 日（金）

※教科や学校ごとに調査日は異なる

(7) 国際教育

① 外国人英語指導講師（以下、NS）の配置

福岡市における英語教育の一層の充実・発展を図るため、外国青年招致事業として、昭和 62 年７月から教育委員会に、外国語指導助手（ALT）の配置を実施。平成 16 年度より民間委託による NS の配置に移行し、平成 19 年６月より完全民間委託となりました。

NS は小学校、中学校、特別支援学校で、児童生徒の英語教育に従事するとともに、英語教員の研修、英語教材の作成及び英語スピーチコンテストの審査等を行っています。

平成 24 年度からは、中学校のすべての学級に、さらに、平成 30 年度からは、小学校５、６年生にも、NS を配置しています。

② 外国語活動支援事業

小学校の外国語活動において、３年生に 18 時間、４年生に８時間ゲストティーチャーを配置し、言語や文化についての体験的な理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養います。

③ 国際交流活動の支援

学校における国際教育を推進するため、市立学校が行う姉妹校を始めとする外国の学校等との交流行事に要する費用を支援しています。

令和７年度は、22 校で行われた交流行事 32 件を支援しました。

〈支援した事業内容の内訳〉

児童生徒による絵画・作文等の作品交流	1 件
児童生徒の受入れ（訪問団との交流行事、児童生徒のホームステイ）	22 件
児童生徒の派遣	8 件
オンライン交流	1 件

④ 外国人児童生徒等に関する日本語指導

福岡市立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組むことができるようになることを目的として、日本語指導のサポートを行います。

また、コーディネーター等の助言により、基礎的な日本語の習得を図るため、日本語指導担当教員の補助として、日本語指導員を派遣しています。

なお、オンラインでの日本語指導については、令和９年度からの全市展開に向け、段階的に試行を進めています。

・ 日本語指導サポートセンター
（博多中に設置、コーディネーター１名配置）
・ 日本語指導担当教員配置校（小 18 校、中８校）
博多小、春吉小、筥松小、若久小、内浜小、城浜小、香椎浜小、東箱崎小、百道浜小、西長住小、照葉北小、照葉小、西都小、下山門小、西新小、福浜小、東光小、馬出小
春吉中、百道中、壱岐中、城香中、博多中、三筑中、福岡きぼう中、箱崎中

(8) アントレプレナーシップ教育

児童生徒が、自分の将来に夢や希望をもち、新しいことにチャレンジしていく意欲を育成することを目的とし、「ふくおか立志応援文庫」と「チャレンジマインド育成事業」の両輪で、その推進を図ります。

① ふくおか立志応援文庫

全小中学校において実施されている「立志」や「チャレンジマインド」に関する書籍資料を配備し、コーナーを設置しています。

② チャレンジマインド育成事業

全小中学校において実施されている「立志」や「キャリア教育」に関わる学習の中で、起業家や著名人、地域の方の協力を得て、授業を行います。

【小学校】

○ 小学校 10 校において、講師招聘授業を実施
・委託業者と連携して各界の著名人や起業家を講師として招聘します。
○ 全小学校において、「職業探究プログラム」を実施
・様々な職業に従事する方の現場で働く様子を視聴したり、チャレンジを続けている方の声を聞いたりし、自分の将来について考える動画活用授業を行います。

【中学校】

○ 全中学校において、「未来を切り拓くワークショップ」を実施
・起業家による講話を「オンデマンド動画」で視聴し、担任によるファシリテーションを導入した授業を行います。

(9) 科学技術教育

① 科学技術教育の振興

児童生徒に対する科学技術教育の充実を目指し、施設設備の充実に力を入れるとともにその振興に努めています。教材教具についても理科教育振興法に基づき、小・中・高・特別支援学校に整備を図っています。

また、児童生徒の科学への興味関心を高めるため、「科学わくわくプラン事業」として、自然科学や環境教育等の専門家による出前授業や科学実験教室、科学作品のコンテストを実施しています。

② 科学技術教育の研究推進

科学技術教育の学習指導に関する研究は、教科等研究委員会の研究活動、各学校の組織研究等で積極的に推進されています。特に教育課程に基づき、基礎的・基本的な内容を重視した科学技術教育の在り方を求めて、理科、技術・家庭科を中心に精力的に実践研究を進めています。

③ 情報教育の振興

高度情報通信社会に主体的に対応できる力として、「情報活用能力」の育成が今日的な教育課題の一つです。その内容を、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度の３点に焦点化し、系統的・体系的な情報教育推進の一層の充実を図っています。

そのために、小学校、中学校等の各学校段階を通じて各教科等の学習において１人１台端末や ICT 等の活用の推進と情報モラルの育成に向けての指導を行っています。

教育内容としては、小学校では１人１台端末を使った学習活動を導入し、１人１台端末に慣れ親しむことを目標にしています。中学校では、技術・家庭科の「技術分野」で、生活や社会における問題を、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツや計測・制御のプログラミングによって解決する活動を通して、技術に関わる問題を見いだして課題を設定し、解決する力を養うことを目的としています。

(10) ICT の活用、ICT 環境整備、教育データの活用

文部科学省の「先端技術活用推進方策」によれば、ICT 機器は「鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものとなっていることを強く認識する必要がある」としています。Society5.0 時代に向け、学校教育の中核を担う教師を支え、学習の質を高めるツールとして積極的かつ効果的に活用していく必要があります。

福岡市においても、令和２年度に全ての学校の校内通信ネットワークの高速大容量化および児童生徒１人１台端末の整備が完了し、ICT を活用した教育活動の充実に取り組んでいます。今後は、さらに教育データを効果的に活用し、児童生徒への早い段階からの適切な指導や支援の充実を図ります。

① ICT を活用した授業スタイル

AI ドリル、学習者用デジタル教科書、学習動画などの教材を活用した「個別最適な学び」と、児童生徒一人ひとりの良い点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出していく「協働的な学び」の一体的充実に取り組んでいます。

② オンライン授業の実施

登校不安・不登校児童生徒等が家庭やステップルームから授業に参加したり、入院中の児童生徒が病院から授業に参加したりするなど、オンライン授業を行うことで学びの保障を行っています。

③ 家庭学習での活用

AI ドリルを活用して、自分のペースに合わせた学習を行ったり、苦手な学習内容を学習動画で振り返ったりするなど、家庭学習での活用も進めていきます。

④ 教員の ICT 活用指導力向上を図る研修

教員の ICT 活用指導力を向上させるため、外部講師による ICT 活用に関する研修講座を実施しています。また、教育センター長期研修員により、ICT を活用した実践研究などを通して、ICT 活用推進に寄与しています。

⑤ ICT 環境整備

ア　学校教育情報ネットワーク整備

学校教育情報ネットワークの情報システム環境の機能を充実・改善することにより、ICT の活用推進を図ります。

・ネットワークの管理・保守
・セキュリティの確保
・有害情報・違法情報の排除（フィルタリング）
・ヘルプデスクによるサポート

イ　学校ホームページの充実

学校の教育目標やめざす児童生徒像、教育活動を発信し、家庭・地域と共有することで、社会に開かれた教育課程の実現の一助とします。また、学校の自主的・自律的な情報管理の確立を図ります。

・学校ホームページの運用・管理
・学校ホームページの更新支援
・福岡市立学校ホームページ公開指針の改訂・運用
・情報セキュリティに関する指導

⑥ 教育データの活用

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、教育の質を向上させていくため、学校において必要な ICT 環境のさらなる充実に取り組むとともに、教育データ連携基盤を構築し、日々の児童生徒への指導や支援に教育データを活用します。

(11) 学校図書館の充実

子どもたちの読書活動を推進するため、文部科学省の第６次学校図書館図書整備等５か年計画に基づいて、学校司書の配置拡充を図っています。

① １校１人配置に向けた学校司書の増員

年度	学校司書	１校当たりの配置状況
Ｒ６	51 名	週１日程度
Ｒ７	151 名	週２～４日
Ｒ８	179 名	週２～４日

② 学校図書館支援員の配置

学校図書館業務をサポートする学校図書館支援員を、離島校や夜間中学校に配置しています。

(12) 行事活動等

① 自然教室

小・中学校の児童生徒を対象として、恵まれた自然環境の中で、自然との触れ合いを深めるとともに、集団の規律を学ぶなど、通常の学校生活では得がたい体験を与え、児童生徒の心身ともに調和のとれた健全な育成を図ることを目的として実施しています。

② 特色ある教育の推進

全市立学校において、道徳教育の視点を加えた特色ある教育活動を推進します。

〈目的〉

国際化や情報化、少子・高齢化など激しい社会の変化の中にあって「21 世紀をひらき、創造していく子どもの育成」のためには、従来の知識を教え込む

教育から自ら学び考える力を育てる教育への転換が重要視されています。

そこで、地域に開かれた学校づくりの視点に立って、地域の人材や社会施設を活用するなど、子どもや地域の実態に応じた、特色ある教育活動を推進することを目的として、平成 12 年度から実施しています。国際理解教育、福祉教育、環境教育、情報教育、進路指導(キャリア教育)、地域の伝統・文化教育、男女平等教育、健康教育、食教育、勤労・生産的教育活動、その他、という視点から今日的課題をとらえ、児童生徒が主体的に解決していく学習の中で生きる力を育成していきます。

〈内容及び実施状況〉

令和７年度　特色ある教育推進事業項目別一覧

		小	中	高	特	合計
1	国際理解教育	88	12	2	6	108
2	福祉教育	135	37	1	3	176
3	環境教育	137	37	1	6	181
4	情報教育	132	56	3	5	196
5	進路指導	111	71	3	10	195
6	地域の伝統 文化教育	146	58	1	7	212
7	男女平等教育	116	23	0	3	142
8	健康・安全教育	144	71	3	8	226
9	食に関する教育	128	37	1	5	171
10	勤労・生産的教育	128	32	1	5	166
11	その他	40	13	0	4	57
合計		1,305	447	16	62	1,830

(13) クラブ活動及び部活動

① クラブ活動

学習指導要領(特別活動)に基づき、主として小学校４年生以上で実施しています。授業として各学校の実態及び教育目標に応じて適切な時間数を定め、年間を通して計画的に実施しています。

クラブ活動は、教師の適切な指導の下に、共通の興味・関心を追求する児童による自発的、自治的な活動であり、この集団の中で望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力して、よりよいクラブづくりに参画しようとする自主的・実践的な態度を育てるものです。

各学校では、児童の希望や施設設備の状況等を考慮し、異年齢の児童が協力し合って楽しく活動できるようにしています。

〈小学校における主なクラブ名〉

バドミントン、バスケットボール、サッカー、ドッジボール、ソフトボール、卓球、陸上、科学、音楽、図工、囲碁・将棋、習字、読書、調理、手芸、外国語、伝統文化、パソコン、ダンス、テーブルゲームなど

② 部活動

部活動は、学校の教育活動の一環として、希望する生徒が放課後、教師と仲間、先輩、後輩とのふれ合いによる豊かな人間関係を基盤として、興味、関心を深め個性の伸長や体力の向上、健康の増進を図ることを目的として実施しています。

部活動は、生徒の自発性、自主性を生かして行われる活動で、全人的な発達を促進する活動として教育的意義は大きいです。（主な部活動は 24 ページ参照）

部活動を実施するに当たっては、生徒が参加しやすいよう実施形態などを適切に工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要であると考えています。

〈福岡市中学校総合文化発表会〉

福岡市における中学生の文化部発表会は各専門部別に行われてきましたが、昭和 58 年度から実行委員会を組織し「中学校総合文化発表会」を開催してきました。

この実績を踏まえ、昭和 62 年５月 20 日に、文化的な共同事業として市内中学校の連携の下に、文化的教育活動の振興を図ることを目的とした「福岡市中学校文化連盟」が設立されました。

市内各中学校の文化部は、日々の活動の中で心を耕し、豊かな情操を養い、創造する力を育てるとともに生涯教育の基礎づくりに貢献しています。

○ 主な活動

弁論大会、中学校音楽会、邦楽のつどい、放送コンテスト、新人放送コンテスト大会、演劇発表会、演劇交流会、図書委員交流会、美術部合同スケッチ大会、美術部合同作品展、中学生文芸発行、技術・家庭科作品展、理科研究作品展、生徒書作品展、中学校美術展、特別支援学級合同作品展、生徒会役員一日研修会、囲碁大会、創造アイデアロボットコンテストなど

(14) 教科書

福岡市の教科用図書の採択は、福岡市教科用図書調査研究委員会の答申、学校長の意見及び市民の意見を踏まえ、教育委員会が行っています。

教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 14 条及び同法施行令第 15 条第１項の規定により、原則として４年間同一の教科用図書を採択することとなっています。

現在、小学校で令和６年度から使用している教科用図書は表１のとおりであり、中学校で令和７年度から使用している教科用図書は表２のとおりです。

市立高等学校で使用する教科用図書の採択は、毎年度学校長の意見を聞いて教育委員会が行っています。

特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書には、文部科学省検定済教科用図書、文部科学省著作教科用図書及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第９条に規定する教科用図書の３種類がありますが、学校教育法附則第９条に規定する教科用図書については、毎年度採択替えを行っています。

表１　小学校教科用図書（令和６～令和９年度使用）

種目	発行者略称	書名	使用学年
国語	光村	こくご 国語	１～６年
書写	光村	しょしゃ 書写	１～６年
社会	教出	小学社会	３～６年
地図	帝国	楽しく学ぶ小学生の地図帳３・４・５・６年	３～６年
算数	東書	新編あたらしいさんすう 新編新しい算数	１～６年
理科	大日本	新版たのしい理科	３～６年
生活	東書	新編あたらしいせいかつ上 新編新しい生活下	１・２年
音楽	教芸	小学生のおんがく 小学生の音楽	１年 ２～６年
図画工作	日文	ずがこうさく 図画工作	１・２年 ３～６年
家庭	東書	新編新しい家庭５・６	５・６年
保健	光文	小学ほけん 小学保健	３・４年 ５・６年
英語	東書	NEW HORIZON Elementary English Course 5 NEW HORIZON Elementary English Course 6 My Picture Dictionary	５年 ６年
道徳	東書	新編あたらしいどうとく 新編新しいどうとく 新編新しい道徳	１年 ２～４年 ５・６年

表２　中学校教科用図書（令和７～令和 10 年度使用）

種目	発行者略称	書名	使用学年
国語	光村	国語１、２、３	１～３年
書写	光村	中学書写一・二・三年	１～３年
社会（地理的分野）	帝国	社会科中学生の地理 世界の姿と日本の国土	１・２年
社会（歴史的分野）	東書	新編新しい社会　歴史	１～３年
社会（公民的分野）	東書	新編新しい社会　公民	３年
地図	帝国	中学校社会科、地図	１～３年
数学	学図	中学校数学１、２、３	１～３年
理科	東書	新編新しい科学１、２、３	１～３年
音楽（一般）	教出	中学音楽1音楽のおくりもの 中学音楽2・3年上音楽のおくりもの 中学音楽2・3年下音楽のおくりもの	１～３年
音楽（器楽合奏）	教芸	中学生の器楽	１～３年
美術	光村	美術１、美術１資料、美術２・３	１～３年
保健体育	学研	新・中学保健体育	１～３年
技術・家庭（技術分野）	東書	新編新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology	１～３年
技術・家庭（家庭分野）	東書	新編新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して	１～３年
英語	三省堂	NEW CROWN English Series 1、2、3	１～３年
道徳	東書	新編新しい道徳１、２、３	１～３年

(15) 海っ子山っ子スクール～小規模校特別転入学制度～

【概要】

「海っ子山っ子スクール」は、海や山に囲まれ、自然に恵まれた環境の中で、地域との交流を大切にし、自然を生かした教育活動を行っている小規模の学校に通学することにより、豊かな人間性を育み、自然を愛する心を培うことを目的としています。

【対象校】

勝馬小

【制度開始】

平成 17 年４月の転入学から

【転入学の条件】

制度の趣旨を理解し、対象校の教育活動に賛同すること、児童生徒自身が自力で公共交通機関を使い原則１時間以内で通学できること等。

(16) 小中一貫教育校（能古島小中学校）特別転入学制度

【概要】

恵まれた自然環境の中で実施する、９年間の連続した小中一貫教育を受ける児童を幅広く募集し、特色ある教育活動、異年齢や地域との交流を大切にした体験活動を通して、地域への愛着を育み、主体的に学ぶ力や社会性を培うことを目的としています。

【対象校】

能古島小中学校

【制度開始】

平成 31 年４月の転入学から

【転入学の条件】

制度の趣旨を理解し、対象校の教育活動に賛同すること、児童生徒自身が自力で公共交通機関を使い、姪浜旅客待合所まで原則１時間以内で通学できること、転入学した場合、中学卒業まで在籍すること等。

３　生徒指導

(1) いじめ・非行防止対策

少年（20 歳未満の者をいう。以下同じ。）非行情勢は、刑法犯少年（刑法に規定する罪を犯し、又は触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。）の検挙補導人員及び非行者率（10 歳から 19 歳までの少年人口千人あたりの検挙補導人員をいう。）ともに増加傾向にあり、再犯者率（犯罪少年の総数に占める再犯者（初犯者を除く。）の割合をいう。）は横ばいで推移しています。

また、インターネット利用に起因する非行・犯罪被害は依然として後を絶たず、少年を取り巻く環境は課題が多い状況です。

こうした中、いじめや不登校への対応も重要な課題となっており、「こども総合相談センター（えがお館）」に公認心理師や臨床心理士の資格をもつ教育カウンセラーを配置し、面接相談、電話相談を実施しています。また、公認心理師や臨床心理士の資格をもつスクールカウンセラーを全ての市立学校に週１～２日（週８時間）配置し、カウンセリングを通して児童生徒の心のケアを行っています。また、社会福祉士や精神保健福祉士の資格をもつスクールソーシャルワーカーを全ての市立学校に週１～２日配置しており、教育と福祉の両面から、こども総合相談センターなどの関係機関と連携し、不登校などの課題を抱える子どもや保護者の支援を行っています。

また、上記の基本方針に基づき、生徒指導の充実を期して次の基本的事項の徹底について、校長会をはじめ各種の連絡会・協議会・研修会や学校訪問を通じて指導・助言に努めています。

○ 基本的生活習慣の確立
　あいさつ、礼儀、服装、時間厳守等
○ 環境整備の徹底
　清掃、掲示物整備、破損や落書の処置等
○ 意欲的に取り組む学習の成立
　学習規律の確立「身構え、物構え、心構え」、わかる授業の工夫、自学・家庭学習の習慣化
○ 生徒指導体制の確立
　組織と役割分担、共通理解と共通実践等
○ 児童会・生徒会活動の充実
　集団活動を通じた自発的・自治的な活動の育成等
○ 規則を理解し、守る態度の育成
　道徳・特別活動等の指導の充実
○ キャリア教育の充実
　資料整備、進路相談・体験学習を通しての適切な選択
○ 教育相談活動の推進
　多面的な児童生徒理解、信頼関係の確立等
○ 暴力団の排除に関する教育の実施
○ 幼・小・中・高等学校、特別支援学校、PTA、地域との連携
　● いじめ防止対策委員会の設置
　● 中学校区青少年健全育成連絡協議会との連携
　● 小・中学校連絡会、学校間の連絡会の充実、教育方針の理解、地域活動の推進等
○ 関係機関との連携強化
　情報交換、協力体制、適切な措置等
　● 学校警察連絡協議会の活性化
　● ふくおか児童生徒健全育成サポート制度の活用
　● 校区内ネットワーク活用の推進
○ いじめゼロプロジェクト実施
　児童生徒を主体としたいじめゼロサミットを軸とするいじめをなくす活動
○ 学校ネットパトロールの実施
　● 学校非公式サイトをはじめとするネットの検索・監視
　● 誹謗中傷などの書き込みや不適切な画像の削除支援等
　● 情報提供及びネットトラブル等に関する相談窓口設置
　● 規範意識向上のため広報、啓発の実施
○ いじめに関する学校サポート事業の実施
　教育委員会事務局、大学教授、弁護士等で構成するプロジェクトチームによる調査研究及び学校への支援の実施
○ SNS（LINE）を活用した教育相談事業の実施
　福岡市立学校に通う児童生徒、福岡市にある私立・国立の小・中学校及び県立の特別支援学校（小学部・中学部）に通う児童生徒の悩みや不安を、子ども達にとって身近な SNS（LINE）を活用し、容易に相談をすることができる体制を構築することで、いじめや不登校などの問題の未然防止、早期発見、深刻化防止を図ります。

(2) 長期欠席児童生徒対策

福岡市立小・中学校における長期欠席児童生徒数は、全国と同様に増加傾向にあります。

特に不登校児童生徒の増加については、文部科学省の分析において、「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透や、コロナ禍以降の保護者や児童生徒の登校に対する意識の変化、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導・支援に課題があったこ

と等が背景にあるとされています。

○ 教育委員会の対策

- 「こども総合相談センター（えがお館）」に公認心理師や臨床心理士の資格を持つ教育カウンセラー、及び教育相談員を配置し、市内の児童生徒や保護者などからのいじめや不登校に関する電話相談や面接相談を行っています。
- 教育支援センター「はまかぜ学級」をこども総合相談センターに、「まつ風学級」を教育センターに、「すまいる学級」を市内５ヶ所（東住吉小学校内、東箱崎小学校内、野多目小学校内、金山小学校内、壱岐東小学校内）に設置し、学校に行きたくても行けない子どもたちの社会的自立や学校復帰を目指し、支援を行っています。
- スクールカウンセラーを全ての市立学校に週１～２日（週８時間）配置し、児童生徒や保護者へのカウンセリングの機会を増やし、心のケアの充実を図ります。
- ひきこもり、または、ひきこもりがちな児童生徒の家庭に、話し相手や遊び相手として大学生相談員（メンタルフレンド）を派遣し、社会的自立や学校復帰に向けて、支援を行っています。
- スクールソーシャルワーカーを全ての市立学校に週１～２日配置し、教育と福祉の両面からこども総合相談センターなどの関係機関と連携して、不登校などの課題を抱える児童生徒の支援を行っています。
- 小中学校全学年で 35 人以下学級を実施し、個に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図っています。
- 全ての中学校区に、教育相談コーディネーターを配置し、不登校をはじめとする登校支援が必要な児童生徒に対する指導・支援を行うとともに、校内におけるコーディネーターの役割を担い、校内の支援体制づくりを行っています。
- 登校支援が必要な児童生徒の保護者支援のため、教育委員会と NPO との共働による「不登校よりそいネット」が、不登校支援に関する相談電話や不登校セミナー、当事者参加の「不登校の悩み語り合いませんか」等を実施しています。
- 不登校または不登校傾向にある児童生徒に対し、個別最適な動画教材を提供することにより、自宅や校内外の居場所における児童生徒一人ひとりの学び直しの機会を保障しています。
- 不登校児童生徒のうち、引きこもりがちで集団への適応が難しい児童生徒が、１人１台端末を活用して、他の児童生徒やスクールカウンセラー等と交流するオンラインルームを開設しています。
- 対象となる全ての小学校に教育支援員を配置し、不登校や不登校傾向にある児童の登校を支援し、学校生活中の見守りを行っています。
- 不登校生徒等を対象に特別な教育課程を編成して教育を実施する学びの多様化学校（百道松原中学校）を、令和７年４月に開校しています。

○ 学校での取組み

- 不登校の未然防止、早期発見のため、全市小１～中３年生に Q－U アンケートを実施し、児童生徒の理解の深化、校内研修会の充実、教育相談体制の確立を図っています。
- こども総合相談センター（教育相談機能、児童相談所機能）、病院等の関係機関との連携を強化しています。

4　進路指導

(1) 概況

児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って主体的に自己の進路を選択決定し、社会の変化に主体的に対応し、生涯にわたって自己実現を図っていくことができる能力や態度を育成することを目指すものです。

学校においては、教師が教育活動全体を通じて計画的・継続的に指導・援助を行いますが、その中心となるのは学級活動での指導です。

福岡市では、進路指導の重要性を考慮して次のような事業を実施し、さらに研究会に対する指導・助言を行っています。

① 福岡市立高等学校入学者選抜要項説明会

中学校を対象として、入学者選抜要項とともに各高等学校の概要を説明し、進路指導の適正化と充実を図ります。

② 就職生を励ます会

昭和 62 年３月から中学校ごとに行う自校方式をとっています。各学校の実態に応じた内容で会を実施しています。

③ キャリア教育担当者説明会

発達段階に応じた継続的かつ体系的なキャリア教育の充実をめざして、小・中・高・特別支援学校の担当者を対象に、進路指導の改善とキャリア教育の充実に向けた説明会を実施し、校種間での円滑な連携・接続を推進しています。

④ 職場体験の実施

勤労観・職業観を育てるために、全市立中学校で２年生の生徒を中心に学校や地域の実態に応じて、体験先を選定するなど見学や訪問等を含めた職場体験学習を実施します。

(2) 進路指導事業

高等学校中途退学防止や卒業後進路未定などの進路指導上の課題を解決するために、小・中・高等学校等の校種間及び福岡市の児童生徒等の進路に関わる関係機関との連携を図り、進路指導の充実を図るための取組みを行っています。

① 進路指導に関する小中高連絡会

小学校と中学校と福岡地区の高等学校及び専修・通信制高校等とで、中途退学防止の取組みや、進路指導の充実等について情報交換や意見交換を行い、小学校・中学校・高等学校の連携を図っています。

② 進路指導協力者会議

福岡市の進路指導の充実と児童生徒の進路指導に関わる関係機関・団体との連携を図るため、平成 19 年度に福岡市進路指導協力者会議（構成機関・団体 17）を設置しました。就職促進や卒業後進路未定の防止に向けた取組みについての情報交換・協議を行っています。

5 学校体育

(1) 概要

学校体育の充実、発展を図るために、学校における体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行い、あらゆる指導を通じて、日常生活における適切な体育的実践が促されるとともに生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎が培われるように努めています。

教育指導計画においては、学習指導要領に基づく具体的な年間計画を作成し、日常生活に生かす体育指導の推進を図っています。特に体育的行事などの積極的な推進や運動部活動の活発化を通して、体力づくりの諸活動を推進しています。また、指導法の向上のため、各種研修会を実施しています。

体育施設については、体育施設営繕申請に基づき充実を図っています。

(2) 令和７年度運動会・体育会等の実施状況

	小学校	中学校	高校	特別支援学校
実施	146	71	4	8
実施なし	0	0	0	2
合計	146	71	4	10

(3) 中学校総合体育大会

① 市大会

令和７年度第 65 回福岡市中学校総合体育大会は、市内の国・市・私立中学校を合わせた 83 校、参加者生徒数約 20,000 人により行われました。

② 県大会

７月 27 日～７月 31 日の日程で、19 種目の競技が県内６地区で開催されました。

福岡市では、体操競技、ハンドボール、ソフトテニス、空手道が開催されました。

成績は、優勝種目をあげると次のとおりです。

水泳競技（男子）、体操競技（女子）、剣道（男子）、サッカー、ハンドボール（男子）、バスケットボール（男子）、テニス（男子・女子）、空手道（女子）、柔道（男子）、新体操（男子）、ソフトテニス（男子・女子）、バドミントン（男子）

また、その他の種目でも健闘が大いに称えられています。

③ 九州・全国大会

九州大会でも、多くの種目に出場し、それぞれ健闘しました。

成績は、優勝種目をあげると次のとおりです。

バスケットボール（男子）、バドミントン（男子）

全国大会は、九州ブロックで開催され、剣道、ハンドボール、体操競技、バスケットボール、陸上競技、柔道、水泳競技、バドミントン、ソフトテニス、卓球、新体操が出場し、それぞれ健闘しました。

成績については、個人戦において柔道（男子 73kg 級）で優勝、陸上競技（女子 100M ハードル）、水泳競技（男子 100M 平泳ぎ）で第２位となりました。

④ 新人体育大会の開催

昭和 47 年に指定都市となり、区が設けられて以来、学校行事や大会日程等の関係から中止されていた本大会ですが、関係者の熱意と理解により昭和 59 年、13 年ぶりに再開され、令和７年度で 42 回目を迎えました。

この大会は夏季総合体育大会後の１、２年生に新しい目標と活動意欲を持たせ、部活動に参加している生徒の体力や技能の向上とアマチュア精神の高揚を図るとともに、健全育成に貢献しています。

(4) 令和７年度中学校運動部の種目別活動状況

種目	性別	実施校数	参加生徒数
陸上競技	男	4	91
	女	3	47
	男・女	38	1,895
駅伝	男・女	1	41
体操競技	男・女	1	8
新体操	男・女	3	40
水泳競技	男・女	11	287
バスケットボール	男	62	1,684
	女	59	1,301
バレーボール	男	32	918
	女	58	1,667

卓球	男	41	1,023
	女	35	846
ソフトテニス	男	46	1,557
	女	58	1,634
バドミントン	男	7	207
	女	6	235
	男・女	4	201
軟式野球	男・女	64	1,902
ソフトボール	女	15	218
サッカー	男・女	58	1,761
ラグビー	男・女	3	94
ハンドボール	男	7	189
	女	9	126
柔道	男・女	12	181
剣道	男	5	57
	女	5	42
	男・女	41	922
空手道	男・女	1	12
なぎなた	男・女	2	79
野外活動	男・女	3	106
計		694	19,371

※福岡市立中学校

(5) 令和７年度全国中学校総合体育大会の開催準備・運営

① 概要

全国中学校体育大会は、中学校教育の一環として、中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、競技力の向上、アマチュアスポーツ精神の高揚及び生徒相互の親睦を図る目的をもって開催します。

令和７年度の大会は、九州ブロックで開催され、本市は柔道の競技種目大会の運営にあたりました。

② 令和７年度の事業

令和７年度は、中体連、競技団体及び関係団体と連携し、競技種目大会の準備・運営を行います。

○ 福岡市実行委員会総会の開催
○ 関係機関・団体等との連絡調整
○ 大会役員等の編成
○ 広報活動の実勢
○ 協賛事業の実施
○ 開催基本計画の整備
○ 各種契約の締結及び履行確認
○ 大会の開催・運営
○ 大会記録報告書、決算書作成

③ 開催競技の概要

○ 競技種目

	競技種目	運営主体
福岡県内で開催された競技種目	卓球	北九州市

○ 開催期間・競技会場（柔道）

開催期間	競技会場
令和７年８月１９日 ～８月２２日	・福岡市総合体育館（照葉積水ハウスアリーナ）

(6) 学校体育施設

① プールの整備状況

小・中学校のプールは、25mを基準として、整備しています。（離島等一部の学校を除く。）

また、経年劣化が進んでいるプールについて、改修等を行っています。

② 講堂兼体育館の整備状況

小・中学校の講堂兼体育館については、年次計画により改修等を行っています。

また、体育学習や部活動等を一層充実、発展させるため、小学校は昭和 63 年度から、中学校は昭和 61 年度から新・改築時に新基準による整備を進めています。

③ 武道場の整備状況

中学校の武道場は体育学習や部活動等を一層充実、発展させるため、昭和 56 年度から年次的に整備し、昭和 61 年度までに、一部の小規模校を除き、整備が完了しています。

(7) 水泳授業の民間プール等活用

令和７年度から、民間プール等の活用を本格実施しています。また、学校プールで水泳授業を実施する小学校に、指導補助員を派遣しています。

6 学校保健安全

(1) 安全教育

学校保健の目標は、児童生徒が健康の大切さを認識し、自らの健康を管理し、改善していくような資質や能力の基礎を培い、生涯を通じて心身の健康を保持増進するための実践力を育成することにあります。

① 児童生徒の健康診断

健康診断は、児童生徒の心身の健康状態を検査しその結果に基づいて適切な管理と指導を行い、それを通して、児童生徒自らが、自分のからだの健康状態について知り、正しい健康生活の習慣や態度を養うことを目的としています。

心臓検診は、昭和 63 年度から小・高等学校の１年生に加えて中学校の１年生全員に心電図検査を実施し、検診の充実を図るとともに学校生活管理指導表等によるきめ細かい指導管理に努めています。

尿検査は全学年を対象に実施し、腎臓疾患及び糖尿病の早期発見に努めています。

また、歯及び口の疾病予防のため、歯みがき指導等の歯の保健指導に力を入れて取り組んでいます。

以上のように健康診断体制の整備充実と、健康管理の徹底は学校教育推進の基盤であり、疾病の予防、早期発見、早期治療を総合的に実施することにより次代を担う児童生徒の健全な育成を図り、将来にわたる疾病予防・健康保持に努めています。

② 独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校安全の普及充実を図るとともに、福岡市立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の管理下における児童生徒の災害に関する必要な給付を行い、もって心身ともに健康な児童生徒の育成に資することを目的とし、災害共済給付事業を実施しています。

（令和７年度　給付件数　13,003 件）

③ 教職員の健康診断

教職員の健康管理は、学校教育を円滑に実施し、その成果を確保するうえにおいて大変重要であり、平成13 年度からは、胃検診以外の項目については学校巡回方式で実施するなど、受診率の向上に努めるとともに、検診の結果に基づいて産業医による適切な管理と指導に努めています。

④ 学校保健大会

福岡市の学校が当面している学校保健の諸問題を研究討議し、学校保健の推進を図るとともに、児童生徒及び職員の健康保持増進に資することを目的として、福岡市学校保健会との共催により実施しています。

学校保健関係者多数の協力を得て、保健安全優良校、よい歯・口の学校、学校保健功労者等の表彰並びに特別講演、研究発表を行っています。

⑵ 学校安全

学校安全のねらいは、児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒の安全を確保するための環境を整えることです。

学校安全の領域は「生活安全」、「交通安全」及び「災害安全」の３つ（以下「３領域」という。）があります。

学校安全の活動は、児童生徒が自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す「安全教育」、児童生徒を取り巻く環境を安全に整えることを目指す「安全管理」及び両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」（以下「３活動」という。）から構成されています。

① 概況

各学校では「第３次福岡市教育振興基本計画」に基づいて年間計画を策定し、３領域を通じて３活動を推進しています。

② 安全教育

ア　生活安全

児童生徒が日常生活で起こる事件・事故の内容、発生原因及び結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにします。

イ　交通安全

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるようにします。

毎年度当初、各学校では校区の実情、道路・交通等の状況を踏まえて諸団体と協議して適切な通学路を設定し、児童生徒の安全・安心のために通学路マップ・安全マップを作成することで交通安全教育に活用しています。

また、家庭・地域と連携協力し、一体的に安全教育の徹底に努めています。教育委員会では、各学校の安全担当者を対象に年１回安全教育担当者連絡会を実施し、安全教育及び安全管理に対する教職員の指導力の向上を図っています。

ウ　災害安全

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備え及び適切な判断の下、行動できるようにします。

避難訓練や防災学習を実施するとともに、自分の命を守る力の育成を図っています。教育委員会では、各学校の管理職及び安全担当者を対象とした防災研修を実施し、学校防災の重要性や防災教育の在り方について理解を深める機会を設けています。

③　安全管理

学校は、児童生徒が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童生徒の安全確保が不可欠です。

ところが、近年の自然災害、交通事故、犯罪等に関する社会的な情勢は年々変化しており、新たな課題も次々と顕在化し、今後の深刻化も懸念されています。そこで本市では次のとおり安全対策の充実に努めています。

ア　学校独自の危機管理マニュアルの策定及び随時改訂

イ　不審者侵入防止のためのチェックリスト等による日常的な安全点検

ウ　不審者の侵入を想定した撃退法、避難の仕方等の防犯訓練の実施

エ　小学校１年生及び市外からの転校生に防犯ブザーを配付

オ　来校者への声かけ、校内の見通しが悪い場所や死角の把握、防犯カメラの設置

カ　地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施

- スクールガード講習会の開催
- スクールガード・リーダー連絡会
- スクールガード・リーダーによる学校巡回指導、評価等の実施

キ　小学校の各教室及び職員室等にインターホンを整備

7　学校給食

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発育に資し、かつ、食生活の改善に寄与するものであり、教育活動の一環として実施しています。

福岡市における学校給食は、小学校では昭和 25 年から単独校方式（自校方式）で、中学校については昭和 48 年から、特別支援学校については昭和 50 年から共同調理場方式（センター方式）で開始しました。

米飯給食については、小学校では昭和 57 年から、中学校では昭和 48 年の給食開始時から導入し、現在、小・中・特別支援学校において週３回実施しています。

これらの学校給食を通して、児童生徒の健康の増進、体位の向上を図り、また、日常生活における正しい食習慣を身につけさせ、さらに教師と児童生徒、児童生徒相互の心のふれあいによる好ましい人間関係の育成を図るとともに、共同生活の基本的態度を習得させるなど、教育上大きな成果を上げています。

さらに、健康教育の重要性を認識し、食教育の充実及び食文化・マナーの指導に努めています。

また、給食の実施に当たっては、食中毒などの発生を防止するため、衛生管理の徹底を図っています。

公益財団法人福岡市学校給食公社

設立年月日　昭和 48 年２月 28 日
所 在 地　早良区百道３丁目 10 番１号
（福岡市教育センター内１階）
基 本 金　基本財産 1,000 万円（福岡市出資 500 万円）
事業内容　福岡市からの委託を受け、給食運営課及び学校給食センターの指導の下に行う給食物資の調達・配給等の事業
沿　　革
昭和 48 年２月　学校給食の円滑な運営を図るため、福岡市の全額出資により財団法人として設立
昭和 48 年７月　学校給食センター(那の津)で事業開始
昭和 49 年２月　有田支所で事業開始
昭和 50 年４月　柳瀬支所で事業開始
昭和 58 年４月　箱崎支所で事業開始
平成７年４月　(財)福岡市学校給食会と統合
平成 25 年４月　(公財)福岡市学校給食公社に移行
平成 26 年７月　柳瀬支所廃止
平成 28 年７月　学校給食センター(那の津)廃止
令和２年７月　有田支所・箱崎支所廃止
調理・配送業務終了

※給食の調理・配送については、平成 26 年９月より第１給食センター（㈱福岡市第１学校給食サービスへの業務委託）、平成 28 年８月より第２給食センター（㈱福岡市第２学校給食サービスへの業務委託）、令和２年 10 月より第３給食センター（㈱福岡スクールランチパートナーズへの業務委託）が実施。

(1) 給食の実施状況

（令和８年５月１日現在　単位：校、人）

区分		総数	学校給食（完全給食）			
			単独校方式（自校方式）		共同調理場方式（ｾﾝﾀｰ方式）	
小学校	学校数	146	146	100.0%	－	－　%
	児童数	81,096	81,096	100.0	－	－
中学校	学校数	71	5	7.0	66	93.0
	生徒数	39,305	737	1.9	38,568	98.1
特別支援学校	学校数	7	2	28.6	5	71.4
	児童生徒数	1,849	268	14.5	1,581	85.5
計	学校数	224	153	68.3	71	31.7
	児童生徒数	122,250	82,101	67.2	40,149	32.8

(2) 給食の内容

① 児童生徒１人当たりの平均給与栄養量　（令和７年度）

区分			ｴﾈﾙｷﾞｰ (kcal)	たんぱく質 (g)	脂肪 (g)	ｶﾙｼｳﾑ (mg)	鉄 (mg)	ﾋﾞﾀﾐﾝ			
								A (μgRE)	B1 (mg)	B2 (mg)	C (mg)
小学校		本市基準栄養量	600	19.5～30.0	13.3～20.0	333	2.9	200	0.40	0.43	25
		本市平均給与栄養量	594	25.3	20.4	339	3.0	466	0.45	0.57	23
中学校		本市基準栄養量	770	25.0～38.5	17.1～25.7	450	4.5	300	0.50	0.60	35
		本市平均給与栄養量	761	31.2	25.1	419	4.7	534	0.59	0.68	33
知的障がい特別支援学校	小学部	本市基準栄養量	550	17.9～27.5	12.2～18.3	333	2.9	200	0.40	0.43	25
		本市平均給与栄養量	570	25.1	21.3	379	3.5	438	0.43	0.58	28
	中学部 高等部	本市基準栄養量	720	23.4～36.0	16.0～24.0	450	4.5	300	0.50	0.60	35
		本市平均給与栄養量	719	29.9	24.3	406	4.3	509	0.55	0.66	33
肢体不自由特別支援学校	小学部	本市基準栄養量	520	16.9～26.0	11.6～17.3	333	2.9	200	0.40	0.43	25
		本市平均給与栄養量	536	24.6	19.2	332	2.7	424	0.44	0.58	26
	中学部 高等部	本市基準栄養量	660	21.5～33.0	14.7～22.0	450	4.5	300	0.50	0.60	35
		本市平均給与栄養量	665	29.8	22.2	364	3.5	539	0.56	0.67	34

② 学校給食費

令和７年７月期分まで、学校給食の実施に要する経費のうち、食材料費相当額を学校給食費として保護者から徴収していましたが、令和７年８月から、学校給食費無償化の実施により、公費で負担しています。

(3) 学校給食センター

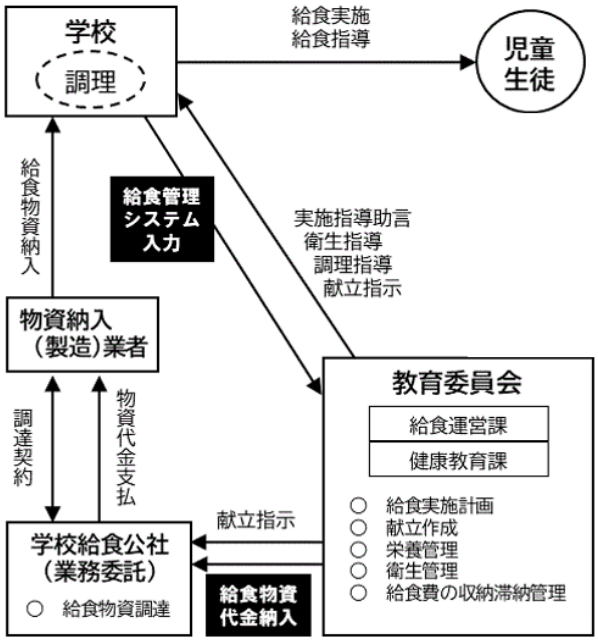
（令和８年５月１日現在）

調理場名	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	給食開始 (年 月)	最大調理食数 (食/日)	対象学校数 (校)	給食対象人員 (人)	内訳(人)	
								児童生徒	教職員
第１給食ｾﾝﾀｰ	博多区東平尾	13,177	6,751	H26.9	約13,000	23	14,310	13,102	1,208
第２給食ｾﾝﾀｰ	東区香椎浜ふ頭	12,605	5,832	H28.8	約13,000	23	14,046	12,782	1,264
第３給食ｾﾝﾀｰ	西区今宿青木	26,874	6,416	R2.10	約15,000	25	15,493	14,265	1,228

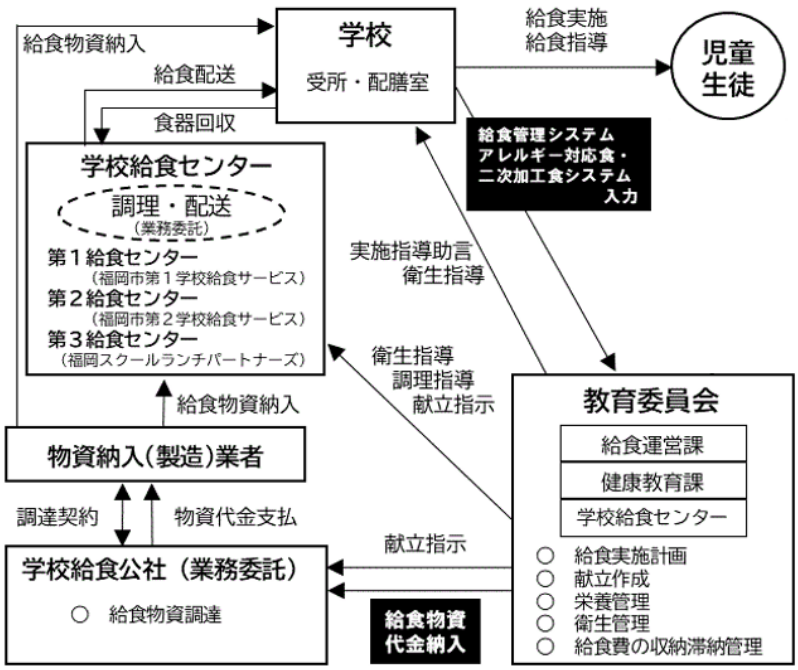
(4) 給食のしくみ

平成 21 年 9 月から会計の透明性の向上、保護者負担の公平性の確保、学校現場の事務負担の軽減等を目的に、学校給食費を市の歳入予算に、給食の食材料費を市の歳出予算に計上し、収納滞納管理をシステム化して教育委員会事務局で一括管理する公会計処理に移行しました。

単独校方式（自校方式）



共同調理場方式（センター方式）



8　特別支援教育

(1) 概要

平成 19 年４月１日より「学校教育法の一部を改正する法律」が施行され、それまでの障がい児教育（特殊教育）が、特別支援教育としてスタートしました。

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、それまでの障がい児教育（特殊教育）の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての園・学校において実施されるものです。

さらに、特別支援教育は、障がいのある児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指すものです。平成 28 年４月１日の「障害者差別解消法」の施行により、その重要性は増しています。

(2) 特別支援学校

知的障がい特別支援学校として、昭和34年に大濠養護学校（現福岡中央特別支援学校）を設置して以来、東福岡特別支援学校、若久特別支援学校、生の松原特別支援学校を設置してきました。

また、病弱特別支援学校として屋形原特別支援学校を、肢体不自由特別支援学校として南福岡特別支援学校、今津特別支援学校を設置し、障がいの種類と程度に応じた教育を行っています。

昭和47年度から大濠養護学校に高等部を設置し、年次的に増設を図り、57年度には若久特別支援学校に、58年度には南福岡特別支援学校に、59年度には生の松原特別支援学校と東福岡特別支援学校に、平成元年度には今津特別支援学校にそれぞれ高等部を設置しました。また、知的障がい高等特別支援学校として、平成16年度には博多区に「博多高等学園」を、令和５年度には南区に「清水高等学園」を、令和７年度には東区に「城浜高等学園」を設置しました。

平成20年度には、屋形原特別支援学校を、病弱と知的障がいに対応できる特別支援学校として再整備し、知的障がいのある児童生徒の受け入れを始めました。

現在、福岡中央、東福岡、若久、生の松原、屋形原、南福岡、今津の各特別支援学校にスクールバス（南福岡、今津はリフトバス）を配置し、通学等の便に供しています。

① 知的障がい特別支援学校

知的障がいのある児童生徒のうち、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の児童生徒及びその程度に達しないが社会生活への適応が著しく困難な児童生徒に対して、小・中・高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける教育を行います。

② 肢体不自由特別支援学校

肢体不自由のため、小・中・高等学校における学習が困難な児童生徒に対して、小・中・高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける教育を行います。

③ 病弱特別支援学校

病弱のため、小・中学校における学習が困難な児童生徒に対して、小・中学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な技能を授ける教育を行います。

(3) 特別支援学級及び通級指導教室

知的障がい特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、病弱特別支援学級、難聴特別支援学級、弱視特別支援学級、難聴・言語障がい通級指導教室、自閉症・情緒障がい特別支援学級、情緒障がい通級指導教室、LD・ADHD等通級指導教室を設置して障がいの状態に応じた教育を行っています。

なお、令和８年度から通級指導教室担当教員による巡回指導方式（対象児童生徒の在籍校に巡回して指導する）を実施しています。

① 知的障がい特別支援学級

知的障がいの程度が比較的軽度な児童生徒に対して、障がいの状態に応じた教育を行っています。

② 肢体不自由特別支援学級

肢体不自由の程度が比較的軽度な児童生徒に対して、障がいの状態に応じた教育を行っています。

③ 病弱特別支援学級

入院治療を要する児童生徒や病虚弱のため通常の学級における学習が困難な児童生徒に対し、医療機関との連携のもとに教育を行っています。

④ 難聴特別支援学級

聴覚障がいの程度が比較的軽度な児童生徒に対して、障がいの状態に応じた教育を行っています。

⑤ 弱視特別支援学級

視覚障がいの程度が比較的軽度な児童生徒に対し

て、障がいの状態に応じた教育を行っています。

⑥ 難聴・言語障がい通級指導教室

難聴児及び言語障がい児に対して、在籍学級等と連携して教育を行っています。

⑦ 自閉症・情緒障がい特別支援学級

他者とのコミュニケーションや対人関係の形成が困難な児童生徒に対して、障がいの状態に応じた教育を行っています。

⑧ 情緒障がい通級指導教室

他者とのコミュニケーションや対人関係の形成が困難な通常の学級の児童生徒のうち、通級による指導を行うことが適当な児童生徒に対し、在籍学級等と連携して教育を行っています。

⑨ LD・ADHD等通級指導教室

学習障がい（LD）や注意欠如多動性障がい（ADHD）等の診断を受けた通常の学級の児童生徒のうち、通級による指導を行うことが適当な児童生徒に対し、在籍学級等と連携して教育を行っています。

(4) 訪問教育

障がいの程度が重度であるか、または重複しており、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、特別支援学校教員が家庭あるいは病院等を訪問して行う教育です。

教育内容としては、特別支援学校学習指導要領に準拠して、自立活動等の学習指導を主とした、個別指導や集団指導を行っています。

(5) 学校生活支援員等の配置

小・中・高等学校において、様々な配慮を必要とする児童生徒に対して学校生活上の支援などを行うため、学校生活支援員及び、学校生活支援ボランティアを配置しています。

(6) 学校看護師の配置

小・中・特別支援学校及び高等学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、学校看護師を配置して医療的ケアを実施しています。

(7) 医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援

医療的ケアが必要な特別支援学校児童生徒に対して、福祉タクシー等を活用した登校支援を実施しています。

(8) 医療的ケアが必要な児童生徒の宿泊行事同行支援

令和８年度から、医療的ケアが必要な小・中・特別支援学校及び高等学校の児童生徒の宿泊行事（修学旅行、宿泊事業等）参加にあたり、看護師が同行して医療的ケアを実施しています。

９ 高等学校教育

市内には高等学校（全日制）が 40 校（県立 14 校、市立４校、私立 22 校）あり、福岡市が設置する４校においては普通科、総合学科、国際教養科、工業系の学科、家庭系の学科の計 13 学科を設置しています。各校の特色や教育内容等の広報に努めるとともに、魅力を高めるための特色ある教育の取組みを推進するほか、専門学科を有する学校については、令和９年度からの学科改編および共学化に向けた準備を進めています。

(1) 福翔高校

進学型の総合学科高校として「文武両道」を体現する生徒が活躍する高校を目指しています。アントレプレナーシップ教育に取り組み、将来を見据えた探究活動、経済教育プログラムなどの体験的な学びを実施し、グローバルマインドを育んでいます。「キャリア教育の充実」「アクティブラーナーの育成」「部活動の活性化」を実現するためのプログラムや進学コースを充実させています。

(2) 博多工業高校

工業高校ならではの教育を通して、モノづくりのスペシャリストを育て、産業界から求められる確かな技術を身につけた生徒を育成しています。また、各種資格取得や検定合格、社会人として求められる礼儀や規律、コミュニケーション能力等の育成にも力を入れています。令和９年度から、工業系の６学科を工業科１学科に統合します。

(3) 福岡女子高校

市内の公立高校で唯一の女子高校であり、調理師免許の取得ができるなどの特色を持つ家庭科の専門４学科と国際教養科、普通科の計６学科を有しています。普通科に看護進学コースを設置し、多様な進路希望を実現するための教育活動を実践しています。令和９年度から、総合学科に改編するとともに共学化を実施します。

(4) 福岡西陵高校

普通科進学校として、探究活動や ICT 教育の推進など、確かな学力を身につけ、生徒一人ひとりが希望進路を実現する学校を目指し取り組んでいます。また、海外の学校との交流等、国際交流をすすめ、国際性豊かな人間を育成しています。

10　公立夜間中学

令和４年４月に公立夜間中学「福岡きぼう中学校」を早良区百道に開校し、様々な事情で義務教育を十分に受けることができなかった方々に、就学の機会を提供しています。

○所在地	早良区百道３丁目 10 番１号 （福岡市教育センター内）
○施設構成	校長室１室、職員室（事務室を含む）１室、教室６室　※特別教室や保健室については、教育センター内の既存の諸室を活用
○入学対象	福岡市の住民基本台帳に登録されており、かつ学齢期を過ぎた人で以下のいずれかを満たす人 ・様々な事情により義務教育を修了していない人 ・不登校などの事情により義務教育が十分に受けられなかった人

11　幼稚園教育

福岡市立幼稚園は、取り巻く環境の変化に鑑み、その役割・必要性を整理し、各園が立地する地域の保育需要などを踏まえ、あり方の検討を進めてきました。その結果、市立幼稚園も私立幼稚園も同等の教育を受けられる状況にあることなどを総合的に勘案し、市立幼稚園としての役割を終えることとし、平成 30 年度末にすべて閉園しました。

幼稚園教育については、「福岡市保・幼・小・中連絡協議会」を要に、幼児期の教育と学校教育の円滑な接続の観点から、今後も保幼小中連携を推進し、充実を図っていきます。

○市立学校の姉妹校等締結状況一覧

（令和８年３月 31 日現在）

締結校			相手校	相手校所在地	協定締結日
1	高	福岡西陵高等学校	テクニカル・ハイスクール	アメリカ合衆国　オークランド市	昭和 54 年 11 月 17 日
2	高	福翔高等学校	トゥールズロートレック職業高校	フランス　ボルドー市	昭和 59 年　４月　６日
3	高	福岡西陵高等学校	ケルストン男子・女子高校	ニュージーランド　オークランド市	昭和 62 年　３月 20 日
4	高	福岡女子高等学校	東萊女子高校	大韓民国　釜山廣域市	昭和 63 年　９月 20 日
5	中	宮竹中学校	グレンドーイカレッジ中学校	ニュージーランド　オークランド市	平成 元年 11 月 20 日
6	高	福岡西陵高等学校	江原大学校師範大学附設高等学校	大韓民国　春川市	平成 ３年 10 月 30 日
7	小	西新小学校	南川初等学校	大韓民国　釜山廣域市	平成 ５年　３月 27 日
8	小	野芥小学校	下南国民学校	大韓民国　釜山廣域市	平成 ７年　６月 23 日
9	小	別府小学校	リムウェラ・インターメディエット・スクール	ニュージーランド　オークランド市	平成 ８年　８月 16 日
10	中	早良中学校	グレン・イーデン・インターメディエット・スクール	ニュージーランド　オークランド市	平成 ８年 10 月 25 日
11	小	入部小学校	ステエラン小学校	フランス　ボルドー市	平成 11 年　９月 27 日
12	小	内浜小学校	ラジャーディヒル・エクラム小学校	マレーシア　イポー市	平成 11 年 10 月 29 日
13	小	宮竹小学校	パガール・ビシ小学校	マレーシア　クアラトレンガヌ市	平成 12 年　７月 25 日
14	小	東若久小学校	千戸初等学校	大韓民国　ソウル市	平成 13 年　６月 15 日
15	中	箱崎清松中学校	望美中学校（交流校）	大韓民国　釜山廣域市	平成 13 年 11 月　１日
16	小	愛宕浜小学校	レンジビュー・インターメディエット・スクール	ニュージーランド　オークランド市	平成 14 年　３月 27 日
17	小	若宮小学校	サマーヴィル・インターメディエット・スクール	ニュージーランド　オークランド市	平成 14 年　８月　５日
18	中	博多中学校	開林中学校	大韓民国　釜山廣域市	平成 14 年 10 月　１日
19	小	塩原小学校	広南初等学校	大韓民国　ソウル市	平成 15 年　７月 21 日
20	中	金武中学校	大西中学校	大韓民国　大邱廣域市	平成 15 年　７月 25 日
21	小	西高宮小学校	旭水初等学校	大韓民国　大邱廣域市	平成 16 年　２月　６日
22	小	那珂小学校	新川初等学校	大韓民国　釜山廣域市	平成 16 年　４月　４日
23	中	宮竹中学校	ドウングン科学中学校	マレーシア　クアラトレガンヌ市	平成 16 年　７月 31 日
24	小	若久小学校	中星小学校	中華人民共和国　広州市	平成 16 年 12 月 27 日
25	小	西花畑小学校	マリーズベイ・インターメディエット・スクール	ニュージーランド　オークランド市	平成 17 年　８月 25 日
26	小	博多小学校	到遠外国語小学校	中華人民共和国　南京市	平成 19 年　８月 17 日
27	小	和白東小学校	ノーマルインターメディエットスクール	ニュージーランド　オークランド市	平成 22 年　８月 19 日
28	小	那珂南小学校	後龍國民小學	台湾　苗栗縣後龍鎮	平成 23 年 12 月 15 日
29	小	高宮小学校	サマーヴィル・インターメディエット・スクール	ニュージーランド　オークランド市	平成 25 年　９月 24 日
30	中	宮竹中学校	華明中学校	大韓民国　釜山広域市	平成 27 年 12 月 21 日
31	中	住吉中学校	三政中学校	大韓民国　金海市	平成 28 年　８月　３日
32	小	西新小学校	暁庄学院小学校	中華人民共和国　南京市	平成 30 年　２月　９日
33	中	東光中学校	ハウプトシューレ　ヘアベツカウル	ドイツ　フレッヒェン	平成 30 年　９月 25 日
34	小	舞松原小学校	ホーウイック・インターメディエット・スクール	ニュージーランド　オークランド市	令和 元年　９月 26 日
35	中	宮竹中学校	新北市立崇林國民中學	台湾　新北市	令和 ７年　７月 22 日
36	高	福翔高等学校	ｺﾚｯﾀ・ｽｺｯﾄ・ｷﾝｸﾞ・ﾔﾝｸﾞ・ｳｨﾒﾝｽﾞ・ﾘｰﾀﾞｰｼｯﾌﾟ・ｱｶﾃﾞﾐｰ	アメリカ合衆国　アトランタ市	令和 ７年　８月 22 日

〔参考〕国別の締結件数

①大韓民国	13 件	⑤マレーシア	3 件
②ニュージーランド	10 件	⑥中華人民共和国	3 件
③アメリカ合衆国	2 件	⑦ドイツ連邦	1 件
④フランス	2 件	⑧台湾	2 件
		計	36 件

〔参考〕学校種別の締結件数等

小学校	20 件(19 校)
中学校	10 件(7 校)
高等学校	6 件(3 校)
計	36 件(29 校)

12　教職員

(1) 教職員等現員状況

（令和８年５月１日現在　単位：人）

学校種別	教職員等内訳																
	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	講師	養護教諭	養護助教諭	栄養教諭	事務職員	主任実習助手	実習助手	学校栄養職員	用務員	調理業務員	合計
小学校	143	3	190	99	96	3,928	161	164	4	97	243	0	0	0		146	5,274
中学校	69	2	92	67	56	2,270	179	90	2	12	109	0	0	0			2,948
特別支援学校	10	0	17	17	26	686	207	17	0	7	35	2	0	0			1,024
高等学校	4	1	7	8	8	221	41	4	0	0	20	1	1	0			316
合　計	226	6	306	191	186	7,105	588	275	6	116	407	3	1	0	114	146	9,676

注）再任用者を含む。
注）用務員については、拠点となる学校に複数の職員を配置して全校に対応しているため全体の配置数を計上している。

(2) 教職員異動状況

（令和７年３月 31 日～令和８年３月 30 日　単位：人）

区　分	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	総数
採　用	383	242	70	4	699
退　職	229	180	65	18	492
休　職	92	46	28	1	167
復　職	29	19	10	0	58
転　任	778	426	116	19	1,339
昇　任	118	63	12	8	201
総数	1,671	987	300	50	3,008

注）休職には病気休職及び組合専従により、報告対象期間中に１日以上休職した教職員を計上する。

(3) 令和８年度（令和７年度実施）福岡市立学校教員採用候補者選考試験

● 小・中・特別支援・高等学校教員採用区分

受験者数	1,777 人
（内訳）	
小学校教諭	752 人
中学校教諭	579 人
高等学校教諭	53 人
特別支援学校教諭	195 人
養護教諭	146 人
栄養教諭	52 人

(4) 令和８年度管理職候補者選考試験

期日　　令和７年８月

区　分	校長候補者	教頭候補者	合　計
小学校	(45) 178 人	(28) 104 人	(73) 282 人
中学校	(22) 103 人	(13) 66 人	(35) 169 人
高等学校	(1) 6 人	(1) 6 人	(2) 12 人
合　計	(68) 287 人	(42) 176 人	(110) 463 人

注）(　)は女性で内数。

(5) 教員評価制度

平成 29 年度に校長及び高等学校の副校長・教頭へ導入した業績評価について、職員のモチベーションの向上及び働き方改革の推進による組織の活性化を図るため、令和５年度から対象者を全教職員及び事務職員に拡大し、実施しています。職員一人ひとりの業績を適正に評価し、評価結果をフィードバックすることで、職員の資質・能力を向上させ、あわせて組織的・計画的な学校経営の推進に取り組んでいます。

(6) 福利厚生

① 教職員の福利厚生制度

教職員の福利厚生には、法定の制度として地方公務員等共済組合法に基づく「公立学校共済組合」及び地方公務員災害補償法に基づく「公務災害補償」があり、法定外では、「福岡市教職員互助会」があります。

② 福岡市教職員互助会

福岡市教職員互助会では、市立学校の教職員の福利厚生に関する事業として見舞金等の給付事業や健康管理、研修等の助成事業等を実施しており、これらの事業を通じて教職員の健康増進及び研修による資質の向上等を図っています。

③ 教職員住宅

住宅名	建設場所	建物の構造	戸数
小呂１・２号棟　教職員住宅	小呂島	木造２階建	12戸
小呂３号棟　〃	〃	〃	4戸
小呂４号棟　〃	〃	〃	1戸
玄界第１　〃	玄界島	ＲＣ３階建	9戸
玄界第２　〃	〃	木造２階建	12戸

○ 令和８年度事業概要

事業内容		予算額	備考
		千円	
給付	見舞金	7,010	出産見舞金、傷病見舞金、災害見舞金、療養見舞金
	祝金	11,435	入学祝金、結婚祝金、育児祝金
	弔慰金	2,680	死亡弔慰金（本人、配偶者、子、父母、扶養親族）
貸付	貸付金	721,696	一般資金、慶弔資金、車両購入等資金、転居資金、修学資金
文化・厚生助成	厚生活動補助	4,055	スポーツ施設利用助成、スポーツ活動等助成
	健康管理	19,540	人間ドック助成
	研修	6,720	研修助成、セミナー助成、職場等で開催のセミナーへの講師派遣
	カフェテリアプラン	750,470	観劇・スポーツ観戦チケット斡旋、育児、介護、人間ドック・医薬品斡旋ほか
	団体保険	725,355	生命保険、損害保険等
	修学助成	1,128	遺児等修学助成
相談	カウンセリング	3,559	教職員相談室、法律相談

13　学校施設整備事業

学校施設の建設をはじめ、良好な教育環境の向上と充実のための施設整備事業を計画的・年次的に実施しています。

(1)　学校新設及び建替

学校教育環境整備のため、新設校の建設や老朽化し一斉に更新時期を迎える校舎等の建替えを進めていきます。

(2)　校舎購入

福岡市では、一部の学校の新築等を(公財)福岡市施設整備公社に依頼しています。

これに基づき同公社が整備した校舎等については、計画的に購入（取得）しています。

(3)　学校用地取得

学校を新設する場合や学校用地の規模の適正化の観点から必要な用地を関係地権者の協力を得ながら取得し、適切な教育環境の確保に努めています。

(4)　校舎増築

児童・生徒数の将来推計に基づき、普通教室が不足する学校について校舎の増築を行います。

(5)　長寿命化改良

経年劣化の進んだ校舎等の機能回復を行うことに加え、構造体の長寿命化及び社会ニーズに応じた機能確保を計画的に行います。

(6)　附帯施設等整備

前述のほか、プール更衣室、便所、体育用具室、給水施設、外柵、グラウンド、防球ネット等の施設整備を行います。

14　学校施設空調整備事業

児童生徒が健康で快適に学習できる環境を整備します。

(1)　普通教室空調整備事業

平成 28 年度までに小中学校の普通教室に整備した空調の維持管理とともに、PFI 事業により整備した空調については、その性能や事業者の維持管理サービスの継続的なモニタリングを実施します。

(2)　特別教室空調整備事業

令和４年度までに小中学校の特別教室に整備した空調の維持管理とともに、PFI 事業により整備した空調については、その性能や事業者の維持管理サービスの継続的なモニタリングを実施します。

(3)　体育館空調整備事業

教育環境を向上させるとともに、避難所としての環境を改善するため、すべての市立学校の体育館にリース方式で空調を整備します。令和７年度に着手し、令和９年度までの３年間で整備を完了します。

◆整備状況

令和７年度　特別支援学校 10 校、小学校 35 校に整備
令和８年度　小学校 90 校に整備予定
令和９年度　小学校 22 校、中学校 66 校、
　　高等学校４校に整備予定

○ 施設整備の概要

（単位：千円）

区分	校数	事　業　費	摘　　要
校舎購入	2	3,215,335	西都北小、春住小
校舎増築		3,518,397	用地取得費等
長寿命化改良		148,421	次年度設計、躯体調査
建替え事業		775,260	工事、実施設計、基本設計、基本計画等
附帯施設等整備		2,119,300	内外壁改修　外
合計	—	9,776,713	

注）事業費は令和８年度予算額

15　学校規模適正化事業

(1)　概要

小規模校や過大規模校が抱える教育課題を解決し、子どもたちにより良い教育環境を提供するため、「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」に基づき、小・中学校の統合や分離、通学区域の変更等による学校規模の適正化を推進しています。

●主な取り組み

開校年度	行政区	学校名
平成 26 年 4 月	中央区	舞鶴小中学校
平成 27 年 4 月	博多区	住吉小中学校
平成 29 年 4 月	西区	西都小学校
平成 31 年 4 月	東区	照葉北小学校
令和 5 年 4 月	西区	西都北小学校
令和 6 年 4 月	東区	照葉はばたき小学校
令和 8 年 4 月	西区	周船寺中学校

(2)　アイランドシティ地区新設中学校整備

アイランドシティ地区の大規模な住宅開発に伴い、照葉中学校は過大規模の状態が継続することが見込まれることから、令和 11 年４月開校に向けた新設中学校の整備を進めています。

◆スケジュール（実績、予定）
令和７年度　基本設計
令和８年度　実施設計
令和９～10 年度　校舎建設工事、開校準備
令和 11 年４月　開校

16　私学助成

私立高等学校の教育設備整備事業に対して、「福岡市私立高等学校補助金」を支出し、助成を行っています。

区　　分	令和　８　年　度
対　象　校	22校
補　助　総　額	39,486千円

※　私立小・中学校助成および福岡朝鮮初級学校助成については、福岡市内の小中学生に対して、今後、公立・私立の違いや国籍の違いに関わりなく、同じ福岡市の子どもとして分け隔てなく児童生徒個人を支援する様々な事業に取り組むことから、平成 24 年度をもって終了しました。

17　就学援助・特別支援教育就学奨励費

(1)　就学援助

経済的理由により学用品等、学校での学習に必要な費用の支払いが困難な児童生徒の保護者に支援を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。

平成 18 年度からは、国県立小中学校の児童生徒で福岡市に住所を有する場合も対象としています。

※根拠：教育基本法、学校教育法、福岡市児童生徒等就学援助規則

(2)　特別支援教育就学奨励費

小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対して、就学に必要な学用品費の援助を行うことにより経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図ります。

なお、平成 25 年度からは、一定の障がいを有する児童生徒で普通学級に就学する場合も対象としています。

※根拠：特別支援学校への就学奨励に関する法律、福岡市立小中学校特別支援教育就学奨励費交付要綱

18　奨学制度

奨学金事業等（公益財団法人　福岡市教育振興会）

設立年月日　　昭和 34 年７月
所在地　　福岡市中央区天神一丁目８番１号

(1) 目的及び沿革

本会は、明治 40 年から昭和 25 年まで制定されていた「小学校基本財産蓄積条例」等による寄附金利息等をもとに、将来の福岡市の教育経費のすべてをその利息で賄うこととしたこの条例の趣旨等を生かし、福岡市教育の振興発展を図るため、主として教育的援助を行うことを目的として、昭和 34 年７月に設立されました。以来、市や市内企業、一般市民からの寄附金を募ることで基本財産の拡大に努め、その利息や市助成金により奨学金貸与等の諸事業を実施しています。

また、郡教育振興基金を設置し、平成 12 年度からアジア・世界に視野を広げる教育の充実を図るため、姉妹校等交流事業・高校生留学奨励事業を行っています。

（令和８年度当初予算額）
基　本　金　　61,180 千円
市 補 助 金　　64,305 千円
市 貸 付 金　　3,644,282 千円

(2) 事業内容

① 奨学金事業

福岡市民の子で、福岡市教育振興会が指定した福岡県内の高等学校、高等専門学校若しくは専修学校（高等学校卒業と同等と認められる高等課程）に在学し、まじめに勉学する者で、学資の支弁が困難と

認められる者に奨学資金・入学資金を貸与しています。

※　奨学生の受付と決定

奨学生の申込みは、前年度の 11 月～12 月に市内中学校を通じて受け付けて２月に採用予定者を決定し、高校等入学の進路が確定した者から順次奨学金の貸与を開始します。

● 奨学資金・入学資金

区分	奨学資金	入学資金	償還期間
公立	月額18,000円 月額15,000円 月額10,000円	50,000円	９年以内
私立	月額25,000円 月額15,000円 月額10,000円	100,000円	12年又は ９年以内

② 住居費補助事業

離島（小呂島、玄界島）及び板屋地区出身者で高等学校、高等専門学校若しくは専修学校（高等学校卒業と同等と認められる高等課程）に在学し寄宿している生徒に対し住居費の補助を行っています。

● 補助状況

年　　度	人　　員	補 助 額（月額）
令和７年度	7人	14,000円
令和８年度	10人	14,000円

注）令和７年度は年度末時点人員、令和８年度は当初予算人員

③ 郡教育振興基金事業

海外の姉妹校等への児童生徒の派遣を支援するとともに、高校生の海外留学を支援するために費用の一部を助成する事業を行っています。

表１　令和８年度就学援助（給付単価と給付見込人員）

区分		対象学年	給付単価	給付見込人員	事業費（予定）
小学校	給食費	全	－	－ 人	－ 千円
	学用品費等	１年	13,230	1,999	25,601
		２～６年	15,500	11,443	171,691
	入学準備金（Ｒ７年度入学後支給分）	１年	64,300	766	47,431
	入学準備金（Ｒ８年度入学前支給分）	Ｒ９年度新１年	64,300	1,220	75,543
	修学旅行費	６年	対象経費の実費（上限26,180）	2,663	60,368
	通学費（２km以上）	全	必要と認められる額	128	3,661
	校外活動費(宿泊を伴うもの)	全	対象経費の実費（上限3,690）	2	3
	社会科見学費	５年	対象経費の実費	2,757	3,403
	卒業アルバム代等	６年	対象経費の実費（上限11,000）	2,453	11,738
	オンライン通信費	全	15,000	8,264	121,233
	計	－	－	－	520,672
中学校	給食費	全	実費（通常月7,600）	7,511	563,207
	学用品費等	１年	25,040	2,527	61,884
		２，３年	27,310	5,011	133,840
	入学準備金（Ｒ７年度入学後支給分）	１年	81,000	857	66,085
	入学準備金（Ｒ８年度入学前支給分）	Ｒ９年度新１年	81,000	1,654	127,543
	修学旅行費	２年	対象経費の実費（上限62,300）	2,755	135,707
	通学費（３km以上）	全	必要と認められる額	97	3,929
	体育実技用具費	全	実費（上限7,650）	3	23
	校外活動費(宿泊を伴うもの)	全	対象経費の実費（上限6,210）	205	418
	卒業アルバム代等	３年	対象経費の実費（上限10,000）	2,486	7,930
	修学旅行（旅券）	２年	11,000	18	198
	オンライン通信費	全	15,000	7,456	110,386
	夜間中学（給食費・入学準備金以外）	－	－	－	1,259
	計	－	－	－	1,212,409
合計		－	－	－	1,733,081

注）令和８年度当初予算額

19　発達教育センター



○所在地	福岡市中央区地行浜二丁目１番６号
○建物構造	鉄筋コンクリート （地下１階　地上３階）
○延床面積	3,166 ㎡
○敷地面積	3,056 ㎡
○設置年月日	平成７年４月１日

(1) 概要

障がいのある児童生徒の成長や発達を促すために、特別支援教育に関して子どもと学校をつなぐ中心的指導施設として設置し、教育の在り方について保護者の理解を得るとともに、子どもたちの能力を高めるための教育活動を援助する教育機関としての役割を担っています。

○ 特別支援教育の教育計画作成に関する業務を通して、特別支援教育の積極的な推進を図っています。

○ 特別支援学校の学校指導に関する業務及び学校教育基盤の整備を図っています。

○ 特別支援教育関係機関及び行政・研修機関との連絡調整を通して、特別支援教育の円滑な推進を図っています。

(2) 学校指導

障がいのある児童生徒の障がいの状態や発達段階、特性等に応じた学校教育を推進するため、就学相談や本センターの教育相談と連携した学校指導を行っています。

(3) 教育相談

① 目的

児童生徒の障がいの状態及び教育ニーズ等を的確に把握し、家庭での関わり方や学校での教育等について、児童生徒の保護者や教職員を対象に、関わり方や教育の在り方等に関する相談・支援を行っています。

② 相談件数

（令和７年度）

区分		相談申込（人）	相談件数（件）
その他就学前		0	0
小学校	通常学級	204	913
	特別支援学級	41	314
中学校	通常学級	34	172
	特別支援学級	5	24
特別支援学校	小学部	0	0
	中学部	2	7
	高等部	0	0
その他		4	12
合計		290	1,442

(4) 就学相談

① 目的

次年度小学校入学予定者及び市立小中特別支援学校在学の児童生徒で障がい等があるため、学校教育上特段の配慮を必要とする者に対して検査、面接等を通して、適切な学校教育を受けられるよう就学に関する相談及び支援を行います。また、市立小中特別支援学校において学校看護師による医療的ケアを希望する者に対して、就学に関する相談とともに適切に学校看護師による医療的ケアを受けられるよう、医療的ケアに関する相談を行います。

② 内容

ア　行動等の観察・記録

運動機能やコミュニケーションの様子を観察し、障がいの状態の把握

イ　医療相談

小児科医等による医療相談

ウ　難聴・言語相談

聴覚・言語に障がいがある児童生徒の養育・教育に関する相談

エ　面接相談

保護者の意向を聴取し、就学先等に関する助言

20　教育センター



○所在地	福岡市早良区百道三丁目 10 番１号
○建物構造	鉄筋コンクリート　４階建
○延床面積	7,826 ㎡
○敷地面積	6,481 ㎡
○設置年月日	昭和 24 年５月７日(教育研究所)
	昭和 57 年２月１日(教育センター)

(1)　概要

教育センターは、教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び教育関係職員の研修等を行うことを目的として設置され、信頼に応え得る教職員を育成するために、教職員の資質・能力の向上・活性化を図る研修・研究を充実させることを方針とし、研修事業、及び調査研究事業を実施しています。

研修事業では、教職員の指導力向上をめざし、経験年数・職能・教科等・教育課題に応じた研修講座を実施しています。

調査研究事業では、学校現場の支援として、教育センター研究協力事業のほか、学校訪問・来所相談での指導・助言を行っています。また、授業力向上支援センターにおいて、教育情報の提供や指導・助言を行っています。さらに、各種派遣研修、研修員等による調査研究を推進しています。

(2)　事業計画

①　研修講座の企画・実施

＜目的＞

教職員の指導力向上の充実を図り、福岡市の学校教育を支える人材育成を推進し、福岡市の教育の充実・発展に寄与します。

＜内容＞

福岡市教員育成指標に基づき、教職員の指導力向上を図るために、それぞれのキャリアステージやニーズに応じて研修を受講できるように、経験年数・職能・教科等・教育課題に応じた研修講座を企画・実施します。

研修講座の編成は、以下のとおりです。令和８年度は、研修の目的や内容に応じて、「対面型」や「リアルタイム・オンライン型」、「オンデマンド型」などの研修形態を設定しています。

○ 法定・経験年数研修

教職員の経験年数に応じて求められる資質・能力の向上を図る研修を行っています。

・初任者研修（１、２、３年次）
・６年次研修
・中堅教諭等資質向上研修（11 年次）
・20 年次研修、30 年次研修

○ 職能研修

職能に応じて求められる資質・能力の向上を図る研修を行っています。

・校長、副校長・教頭、主幹教諭、学校事務職員、常勤講師や非常勤講師等の職種に応じた研修
・人権教育担当者や特別支援学級担任、研修担当者等の役割に応じた研修

○ 教科等研修（学習指導）

教科・領域に関する専門的知識・技能を習得し、学習指導力の向上を図る研修を行っています。

・深い学び各教科等
・小学校各教科等ステップアップ　　等

○ キャリア研修

今日的な教育課題を学ぶことを通して、教育に関する視野を広げ、人間力の向上を図る研修を行っています。

・事案対応や危機管理に関する研修
・児童生徒理解に関する研修
・働き方改革に関する研修　　等

○ 特別支援教育、人権教育、教育相談に関する研修

②　派遣研修の実施

ア　教職員等中央研修

＜目的＞

学校経営等に資する課題解決力の育成を図り、各地域の中核となる校長、副校長・教頭、中堅教員及び事務職員等を育成します。

＜内容＞

教育行政リーダー、校長、副校長・教頭等、中堅教員、次世代リーダー教員、事務職員等を育成

＜派遣状況＞

令和７年度（17 人）

イ　国立特別支援教育総合研究所派遣研修

＜目的＞

障がいのある児童生徒の教育を担当する教職員を対象に、特別支援教育に関する専門的知識及び技術を深め、指導力の向上を図るとともに、その成果を教育

委員会が実施する研修内容に生かし、福岡市の特別支援教育の一層の充実を図ります。

＜内容＞

特別支援教育に関する講義、演習、研究協議、実地研修、課題研究等

＜派遣状況＞

令和７年度（１人）

ウ　福岡市立高等学校教員長期研修

＜目的＞

学校教育の場を離れ、幅広い知見と豊かな人間性の習得をめざし、これからの学校教育に必要な教員の資質や指導力の向上を図ります。

＜内容＞

調査研究部門と企業等社会体験部門のいずれかを選択

＜派遣状況＞

令和７年度（１人）

③　研修指導員等による指導・支援

研修指導員等が、指導に課題がある教職員に対して指導・助言を行い、指導力向上を図ります。

ア　指導に課題がある教職員に対する取組み

(ｱ) 研修指導員による電話での聞き取り及び学校訪問

＜内容＞

学習指導や学級経営等で指導に課題や不安がある教職員の状況を全学校へ聞き取り、相談及び必要な支援等を実施。

(ｲ) 若年教職員に対する支援

＜対象＞

１～４年次教職員。

＜内容＞

学習指導や学級経営等で指導に不安がある若年教職員に対して、一人一人に応じたアウトリーチ型の支援を実施。

(ｳ) 指導に一部課題がある教職員に対する支援

＜対象＞

教科指導や学級経営などの指導において、一部課題がある教職員。

＜内容＞

校長の要請に応じて、研修指導員が、授業やコミュニケーションなど個々の課題に応じた指導を実施。

(ｴ) 指導に著しい課題がある教職員に対する支援

＜対象＞

教科指導や学級経営などの指導において、著しい課題がある教職員。

＜内容＞

校長の要請に応じて、研修指導員を中心に、人材育成課及び教育委員会事務局担当課が連携し、個別指導を実施。（最長１年間）

(ｵ) 指導が不適切な教職員に対する支援（指導改善研修）

＜対象＞

知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質、能力に著しい課題があり、指導が不適切な教職員。

＜内容＞

研修指導員が、教育センターにおいて、教科指導や生徒指導、学級経営等に関する研修、社会体験研修などを実施。（１年間：最長２年間）

イ　体罰等の不祥事を起こした教職員に対する取組み（特別研修）

＜対象＞

体罰等の不祥事を起こした教職員。

＜内容＞

研修指導員が、教育センターにおいて、服務・倫理研修等を実施。

④　授業力向上支援センターにおける教育情報の提供

学校運営や学級経営、授業づくり等を支援し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

ア　教育関係図書等

教育関係図書、教育関係資料を収集、保管し、教育実践に役立つ情報の提供を行います。

○ 教育関係図書、教育関係資料の収集、保管、展示、貸出

○ 教科書の保管、展示

イ　視聴覚教材

視聴覚教材を収集、保管し、学校における校内研修や授業づくりに役立つ情報の提供を行います。

○ 教育関係 VTR、DVD の収集、保管、展示、貸出

ウ　その他の教育情報の提供

授業づくりに役立つ学習指導案、研究紀要、動画等の提供を行います。

○ ホームページや福岡市先生応援サイトによる研究紀要、校内研修資料等の提供

＜利用者数・保有数・貸出数＞

（令和８年３月 31 日現在）

	令和７年度
来所者数	5,897 人
ネット利用者数	1,673 人
図書蔵書数	33,182 冊
教育資料保有数	16,680 冊
VHS 保有数	2,581 本
DVD 保有数	374 本
学習指導案（福岡市）	5,413 本
学習指導案（福岡市外）	2,246 本
図書・教育資料貸出数	4,308 冊
VHS・DVD 貸出数	11 本

⑤　研究推進の支援

ア　教育センター研究協力校への支援

＜目的＞

福岡市喫緊の課題や先進的教育課題の解決をはじめ、校内研修推進及び人材育成を図るために、指定した研究協力校と教育センターが協力してその方途を探り、実践事例を創出し、取組みを全体に展開することで、福岡市教育の振興・充実をめざしています。

＜内容＞

○ 校内研修推進及び人材育成に向けて、具体的な手法を実践的に研究し、その成果をまとめて全市に普及・啓発を行っています。また、学習指導要領の趣旨及び「第３次福岡市教育振興基本計画」や「学校教育指導の重点」等に基づき、子どもたちの学びの転換を推進する授業開発について、学校と教育センターが協力して、校内研修を通した実践的研究を進めています。

＜方法＞

○ 令和８年度は研究協力校４校が、主題、研究構想、推進計画等を教育センターと学校が協議を重ねながら研究を推進しています。

○ 研究期間は２年間を基本とし、その間は予算措置を講じるとともに、教育センターの指導主事等が継続的に協議及び指導助言にあたり、全市に向けて発表や情報提供等を行っています。

イ　学校への支援（学校訪問、来所相談）

＜目的＞

各学校の校内研修・校内研究・授業研究等に対して、学校訪問による指導助言及び来所相談に応ずる指導助言を行い、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、各学校の研修・研究の充実を図っています。

＜内容＞

○ 校内研修会・校内研究会・授業研究会等での指導助言（学校訪問）

○ 校内研修・校内研究・授業等に関する指導助言、指導上の悩みに関する指導助言（来所相談）

○ 配慮を要する児童生徒に対する支援に関する指導助言（学校訪問・来所相談）

⑥　研修員等による調査研究

ア　研修員による調査研究

長期研修員による調査研究は、「第３次福岡市教育振興基本計画」の具現化や教育の最新動向を踏まえて実現すべき学校教育の姿、授業における普遍的で確かな指導技術等、本市の重点施策や喫緊の教育課題に対する取組みを明らかにし、研究の成果を全市に還元するとともに、「令和の日本型学校教育」を担う教師に必要な資質能力を高め、本市学校教育を牽引する次世代のリーダーを育成することを目的として実施しています。

令和７年度は、長期研修員 12 名が、指導主事に指導を受けながら、調査研究等を進めました。

年度末に、研究成果物として、教育センター研究発表会を開催しました。

令和８年度の研究領域等は、以下のとおりです。

○ 深い学びの教育実践研究として 12 名が授業実践を行います。各学校の校内研修への派遣に加え、教育センター研究発表会にて研究成果を還元する予定です。

イ　非常勤研修員による調査研究（G研）

非常勤研修員による調査研究は、本市の教育課題の解決や学習指導要領のよりよい実施に向けた実践研究を行い、教育実践上の基礎資料の提供を通して、全市へ還元を図るとともに、教育実践に関する専門的知識や技能の向上を目的として実施しています。

ウ　指導主事による調査研究

福岡市における教育課題並びに福岡県、九州地区、指定都市及び全国の教育研究所連盟等の共同研究課題を解明するため、指導主事等による調査研究を行い、その成果は刊行物を通じて公表します。

・指定都市教育研究所連盟関係
・全国教育研究所連盟関係
・九州地区教育研究所連盟関係
・福岡県教育研究所連盟関係